

# 海事協通信

2013年5月号

長い冬が過ぎ、雪もすっかり溶けて新緑のみぎり、日一日が長くなりましたが、今年はまだまだ風が冷たい日が続きますね。未だにコートが手放せないほど冷え込むこともあります。みなさんご健勝でお過ごしでしょうか。変わりやすい天候ですが、体調にお気をつけてお過ごしください。それでは、今回の内容はこちらです。

## お知らせ

### 引き続き「不正行為」について簡単にご説明します！

2012年11月の入管法改正にともない、『監理団体及び実習実施機関が不正行為を行った場合に、地方入国管理局等に報告すること』が追加されました。どのような行為が不正行為となるのでしょうか？全19個中ありますが、今回も2つ例を挙げます。

#### (3) 賃金等の不払

監理団体、又は実習実施機関において、技能実習生に対する手当て又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合です。

例えば、実習実施機関において、時間外労働や休日出勤を命じながら、労働基準法第37条に規定する割増賃金を支払わなかった場合です。

- ・新規実習生受入停止期間→不払の賃金を精算した日から5年間

#### (4) 人権を著しく侵害する行為

監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていた場合です。例えば、

- ①技能実習生から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関において人権侵害の事実が認められた場合。
  - ②実習実施機関が技能実習生の意に反して預金通帳を取り上げていた場合です。
- ・新規実習生受入停止期間→人権侵害行為の終了日から5年間

## フォトギャラリー



日本語を使ってチーム対抗で「福笑い」をやりました！



根雪の残る洞爺湖研修センターで保護講習をするのもあつかわずかです。



授業で作り方を勉強した伝統料理、お好み焼き作り。